

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成30年（2018年）10月11日（諮問第197号）
答申日	： 平成31年（2019年）2月22日（答申第156号）
事案名	： 特定個人に係る「相談記録」の記載事項に関する記録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が特定個人に係る「相談記録」の記載事項に関する記録等について平成30年（2018年）7月12日に行った存否を明らかにしない不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

1 平成30年（2018年）7月2日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（〇〇訴訟）に関する件で、熊本県（以下「県」という。）は〇〇〇〇氏に水俣病相談事務所（以下「相談事務所」という。）が作成した「相談記録」の一部を開示した。相談記録（平成元年（1989年）7月1日付け乙第46号証）の「回答・処理」欄には、「7/19公害保健課参事からの電話連絡」とした上で、「県から〇〇〇〇あてには連絡はしない。」と記載されていた。

- ① 公害保健課が「県から〇〇〇〇あては連絡しない。」とした、この判断に至った経緯の記録等。（以下「本件開示請求1」という。）
- ② 最終的には、①の判断は誰によるものなのか。（以下「本件開示請求2」という。）
- ③ ①は、いつから決められたものなのか。このことに関しての記録等。（以下「本件開示請求3」という。）
- ④ ①を、同課はなぜ当該参事にさせたのか。このことに関しての記録等。（以下「本件開示請求4」という。）
- ⑤ この連絡を受けて、相談事務所はどのようなことをしたのか。このことに関しての記録等。（以下「本件開示請求5」という。）

の開示を求める。

2 平成30年（2018年）7月12日、実施機関は、本件開示請求について、条例第10条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

- 3 平成30年(2018年)9月10日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して本件不開示決定に係る処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。
- 4 平成30年(2018年)10月11日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定に係る処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人が「相談記録」を調べなければ相談事務所の虚偽の回答は分からなかったことから、処分庁が存否を明らかにしないで不開示とした本件開示請求1から本件開示請求5までにに関する行政文書を速やかに開示することを強く求める。
- (2) 県及び相談事務所の無責任な対応が、〇〇氏の水俣病認定申請に係る審査を長い年月にわたって放置してきたことから、この要因を明らかにすることが逝去された〇〇氏の供養となるので、審査請求人は、処分庁が不開示決定とした処分には納得できない。
- (3) 処分庁は不開示理由を「特定個人が相談したかしなかったかという個人情報を開示することになる」としているが、これは、県が個人情報を隠れ蓑にした情報隠しであり、当該記録から相談事務所の虚偽の回答の事実を調べている審査請求人に対する妨害行為でもあるので、本件開示請求1から本件開示請求5までにに関する行政文書を速やかに開示することを強く求める。
- (4) 相談事務所が相談記録に「県からは〇〇〇〇あてには連絡しない。」と記載したことで、県は〇〇氏の存命中にこのことについて説明すべきところを怠っているので、審査請求人はやむを得ず実施機関に対して審査請求を行った。処分庁は当該行政文書を速やかに開示すべきである。
- (5) 審査請求人は、〇〇氏が相談事務所に相談していたことを本人から直接聞いているし、県が〇〇氏に開示した「相談記録」の写しを手元に持っているのだから、処分庁の当該弁明は詭弁であり、同庁の処分には到底承服できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

開示請求に係る行政文書については、その存否について回答すること自体が、特定個人が相談をしたかしなかったかという個人情報（不開示情報）を開示することになるため、条例第10条に該当し、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定個人に係る「相談記録」の記載事項に関する記録等の開示を求めたものである。

2 条例第7条第2号及び条例第10条の規定について

- (1) 条例第7条第2号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

同号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報が記録されている行政文書については、原則として不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお、個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されている行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

- (2) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

同条は、一定の場合に、実施機関が、行政文書の存否自体を明らかにしないで開示請求を拒否することができることを定めたものである。

3 本件不開示決定の妥当性について

本件開示請求は、上記1に記載のとおり、特定個人に係る「相談記

録」の記載事項に関する記録等の開示を求めたものであり、その存否を明らかにするだけで、県に相談を行ったかどうかという特定個人に関する情報を明らかにしてしまう結果となる。

すなわち、本件請求文書の存否を答えることは、条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求については、条例第10条の規定により、本件請求文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否すべきものと認められる。

よって、行政文書の存否を明らかにしないで行った本件不開示決定は、妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛
会長職務代理者 井寺 美穂
委 員 立石 邦子
委 員 末松 恵美
委 員 中嶋 直木

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年(2019年)1月9日	・ 諮問(第197号)
平成31年(2019年)2月13日	・ 実施機関の説明聴取及び審議